

議案説明書 (追加)

ただいま、提案いたしました議案につきまして説明いたします。

議案第60号の「小松島市職員の給与の臨時特例に関する条例」の制定につきましては、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、地方公務員に対しても同様の給与削減要請がなされていることから、平成25年7月から平成26年3月31日までを特例期間とし、本市の職員等の給料について、減額支給措置を行うために必要な事項を定めるものであります。

内容につきましては、一般職員の給料について、号給に応じて「100分の9」から「100分の2」の減額率を適用し、平均で4.74%減額するとともに、特別職の給料については、市長について現在「100分の20」となっている減額率を「100分の23」に、副市長及び教育長については現在「100分の10」となっている減額率を「100分の12」とするものであります。

以上でございます。ご賛同の程、よろしくお願い申し上げます。